

## 地方議会議員年金制度見直しに関する提言のポイント

民主党・地方議員年金PT座長 小川 淳也

地方議会議員年金制度は、市・町村議会議員共済会の積立金が平成23年度にも枯渇、都道府県議会議員共済会の積立金が平成33年度に枯渇する見込みであり、政府は速やかに措置を講じる必要がある。このことを踏まえ、民主党は地方議員年金PTを設置し、地方議会議員年金の見直しについての考え方をとりまとめ、政府に対して以下の通り提言することとした。

### 記

1. 政府は、速やかに地方議会議員年金制度を廃止するための法律を整備すること。
2. 廃止に際しては、以下の措置を講じること。
  - ① 廃止時点で年金受給資格を有する現職議員(在職12年以上)について、退職年金又は退職一時金のいずれかの給付を受けることを選択できるようにする。
  - ② 既裁定者も含め、退職年金額が一定額(概ね年額200万円程度)を超える場合、その超える部分の10%程度の額を引き下げる。
  - ③ 廃止時点の現職議員に支給する退職一時金の額は、掛金総額及び特別掛金総額の80%とする。
  - ④ 退職年金の最低保障額は撤廃し、高額所得者に対する支給停止措置を強化する。
  - ⑤ 退職一時金の支給時期を、制度廃止後直近の任期満了時とする。
  - ⑥ 廃止方針決定後の平成23年1月以降に退職して一時金を受給する者については、同月から廃止法施行までの間の掛金総額及び特別掛金総額は、100%を一時金に算入する。

以上